



# 環境トピックス



問い合わせ先 環境課 ☎40-5559

**燃やせるごみを減らすためリサイクルできる雑紙の分別にご協力ください**

燃やすごみとして出されるものの中には、紙類が多く含まれています。分別するだけで、紙類としてリサイクルでき、大きな減量と資源化につながります。それが、環境への負荷の低減につながるようになります。

限りある資源を大切に使いましょう。

**対象となる雑紙類(例)**

カレンダー、ポスター、はがき、封筒、メモ用紙、パンフレット、プリント、折り紙、画用紙、菓子・食品・ティッシュペーパー・日用品などの紙箱、包装紙・紙袋 等

※プライバシーに関するものは「塗りつぶす」「切り取り可燃ごみで出す」などの対応をお願いします。

※シュレッダー化した紙は、半透明か透明のビニール袋に入れて出してください。

■分別対象とならないもの  
使用済のティッシュペー

パー、食品等で汚れた紙、アルミ箱の紙、防水加工された紙コップ・紙皿、感熱紙、カーボン紙、写真プリント紙、シールの台紙、圧着ハガキ等



紙ごみは古封筒に入れたり、雑誌に挟むなどして、飛び散らないようにしてください。



**不法投棄は犯罪です！**

最近、まちの中や山林、河川などへの不法投棄が目につきます。

これらの不法投棄は大きく分けて、道路上や集積場付近に家庭ごみなどをポイ捨てる場合と、空地や山林、河川などに粗大ごみや産業廃棄物などを捨てる場合の主に二種類があります。

市では、これらの不法投棄対策のためパトロール、看板の設置、排出者を特定するための調査などを行っています。また悪質なものは警察と連携して処置をとっています。



**Q シリーズQ&A  
プラスチック製容器包装**

来年4月から南河内・国分寺地区で実施される(石橋地区は実施済み)、プラスチック製容器包装の分別等に関する疑問にお答えします。

**Q** 弁当やマヨネーズの容器など、汚れているものは洗わなければならないの？

**A** 汚れたままではリサイクルできませんので、汚れている物は軽く水ですすいでください。汚れが落としづらいものは、洗剤を使ってまで洗う必要はありませんので、燃やせるごみでお出しください。

**Q** 菓子袋(ポテトチップスなど)や薬(錠剤)に、銀色のアルミホイルのような素材が使われているものがありますが、プラスチック包装へ出してもいいですか？

**A** まず、プラマークが付いているかを確認してください。付いていて汚れていなければプラスチック包装へお出しください。